

第2回 草津市自転車安全利用検討委員会

日時：平成25年1月28日（月）14時～

場所：市立まちづくりセンター301会議室

委員会次第

1 開会

2 議題

- ①前回の論点について
- ②市民アンケート結果について
- ③委員からの事例紹介（立命館大学）
- ④条例の検討項目について

3 その他

次回日程等について（平成25年3月下旬）

講演会のお知らせ（平成25年2月26日（火）15：00～）

閉会

「草津市自転車安全利用検討委員会」委員名簿

(敬称略)

所属等	氏名
市民代表(公募)	嶋 田 正 男
市民代表(公募)	山 本 惠 美
草津市自治連合会	小 林 達 男
草津市老人クラブ連合会	吉 岡 芳 子
草津商工会議所	金 澤 郁 夫
草津栗東地区労働者福祉協議会	福 永 正
滋賀県バイコロジーをすすめる会	石 塚 隆
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	大 西 清
滋賀県自転車防犯協会	田 中 吉 恵
草津市立小中学校校長会	水 野 靖 枝
滋賀県立高等学校	辻 美 也 子
立命館大学	小 川 圭 一
滋賀県立大学	近 藤 隆 二 郎
学校法人立命館 BKC事務局	高 取 彰
滋賀県脊髄損傷者協会	前 野 奨
草津市商店街連盟	駒 井 喜 行
草津栗東交通安全協会	松 村 幸 子
草津警察署	吉 井 弘 明
滋賀県土木交通部	谷 村 定 義
滋賀県南部土木事務所	林 奈 央

第1回草津市自転車安全利用検討委員会における論点について

委員会

○自転車安全利用及び利用促進

- ・自転車の交通ルールがうまく伝わっていない。知らない人が多い。
- ・安全利用のための自転車免許証の交付を始めている。
- ・損害保険への加入の意識付けが必要である。
- ・ヘルメット着用は、車のシートベルトのように安全意識が高まる効果がある。
- ・大人のルール違反やマナー欠如が問題である。
- ・自転車レーンができれば、車も自転車を意識した運転をする。
- ・スーパー等で、母親をメインにした安全教室が必要である。
- ・玉川学区で実施したようなICタグを活用した利用実態の把握が必要である。
- ・ルールやマナーの徹底には、罰則化が必要かもしれない。
- ・多様な自転車があり、幅広い年齢層が利用するので、罰則化は難しい。

○自転車防犯推進

- ・自転車置場での盗難が多いようである。
- ・防犯登録をしていない自転車や無施錠の自転車が多い。
- ・駅周辺の駐輪場があるのに、そこに駐輪しない人が多い。

委員会後の意見シート

○自転車を安全に利用するうえでの問題点や課題

- ・ブレーキに異常がないか、空気が入っているかなど点検も必要かと思う。セールの自転車は乗りにくくないか必ず試乗して購入した方がいいと思う。自転車のルールやマナーを分かりやすく書いた物を購入した時お店の人に渡してもらうのもいいかもしれないし、そういうルールの講座をやっている情報などもショップにお願いできないでしょうか。
- ・路側帯や歩道に乗り上げて駐車している車両の取り締まり徹底。
- ・歩道が寸断している場所の歩道の続化。
- ・玉川高校、玉川学区の道路事情が劣悪である。600名が自転車で通学する本校としては、周辺の道路の環境整備が問題であると考えている。
- ・左側走行の徹底。
- ・点検、整備がしっかり出来ていること。
- ・自転車販売時に、基本五原則の配布説明。
- ・実技指導。
- ・傷害保険の勧誘。
- ・一度購入すると、パンク等以外では点検や整備を行う人は少ないため整備不良の自転車も多くと思われる。
- ・自転車のルールを知らない者もいる（一時停止場所での停止や右側通行など）。

- ・自転車の整備点検を行う。定期的でなくても日頃から習慣づける。
- ・「自転車も車の仲間」という意識が低く、傘差し運転や無灯火、信号無視、右側通行など、自分勝手な大人が交通ルールを守らない（守れない）。
- ・子どもにヘルメット着用を促進しているが、殆どの子どもが持っていない。
- ・目的等によっていろいろな自転車があるのに、ルールが同じで、道路のどこを走れば安全なのか判らない。
- ・依然と、住宅内の交差点や店舗出入口での出会い頭事故、横断時の事故が多い。
- ・利用する自転車には、必ず事故の被害者を救済する保険を加入させる。
- ・ヘルメット着用の周知・徹底、無灯火防止にオートライト自転車の利用促進。
- ・自転車の損害賠償責任保険の加入促進。（加害者時に社会的責任（賠償責任）を求められる場合有り。保険加入の必要性を促す。）
- ・定期的な点検。整備の勧奨、T S マーク保険加入の促進。
- ・反射材と明るい服の着用。
- ・歩道利用が出来る場合、歩道の段差があり危険。
- ・自転車歩行者利用の地下道が上下の坂があり、高齢者は自転車を押して歩くのは大変。

○自転車の利用を促進するうえでの問題点や課題

- ・雨の日のレインコート使用はいやな人もいるのでカサを固定する器具を取り付けたらいいのではないかと。今、売っている物はしっかりしてないので、もっといい丈夫な物があったらと思う。器具使用OKだといいいのにと思います。
- ・駐輪場の設置場所を増やす（商店街の中や駅周辺、公園等の公共場所など）。
- ・自転車専用道路の確保と自動車優先の街作りのあり方を見直すべきではないかと思う。
- ・歩車分離では車道を走行すると、ルールを知識として理解していること。
- ・T S マーク車の販売。
- ・自転車道の整備とロードマップの作成。
- ・駐輪場の整備。
- ・乗り捨て貸自転車の整備。
- ・自転車が安全に走行できるような道路整備、防犯灯設置などが必要であると思われる。
- ・歩道をうまく利用できないか。
- ・交通量の多い駅前の道路や通学路等において、自動車、自転車、歩行者ごとに分離する通行区分や通行帯を設置する等し、安全な利用空間を整備する。
- ・マウンドアップされた歩道は縁石による歩道に変更する。
- ・急な勾配やカーブ地点は、速度抑止のためのカラー舗装等を施工する。
- ・道路沿いの店舗等施設の出入口は、可能な限り狭くし、開口箇所をまとめさせる。
- ・自転車は「車両」である認識向上を図る。
- ・自転車の「交通ルール」「マナー」の向上方策。（安全教室の実施、保護者もルール、マナーの遵守を周知・徹底。）
- ・安全走行空間の確保（道路整備）。
- ・西から東、東から西への通った道が必要。

○自転車の防犯を推進するうえでの問題点や課題

- ・アルプラザで鍵をかけていても盗られることが多い。二重三重にするか盗られにくい場所に置く（調査した方がいい）。
- ・不法駐輪の取り締まり強化。
- ・放置自転車の撤去と罰則の厳格化。
- ・駐輪場を利用すること。
- ・二重ロックで施錠すること。
- ・施錠の徹底。
- ・番号登録制（車体写真記録）。
- ・駐輪場の整備。
- ・施錠をしない人が多いと思われる。
- ・カギは1つではなく、二重ロックにする。
- ・自転車の防犯登録の推進。
- ・自転車の鍵かけ（ツーロック）の推進。
- ・自転車の放置防止の措置。
- ・自転車購入時には必ず防犯登録をする（平成6年6月から義務化→被害回復）。
- ・駐輪場ではWロック（施錠）は勿論、僅かな時間の自転車止めでも必ず施錠をする。
- ・ひったくり防止のカバーをする。
- ・必ずカギをかける事の指導。

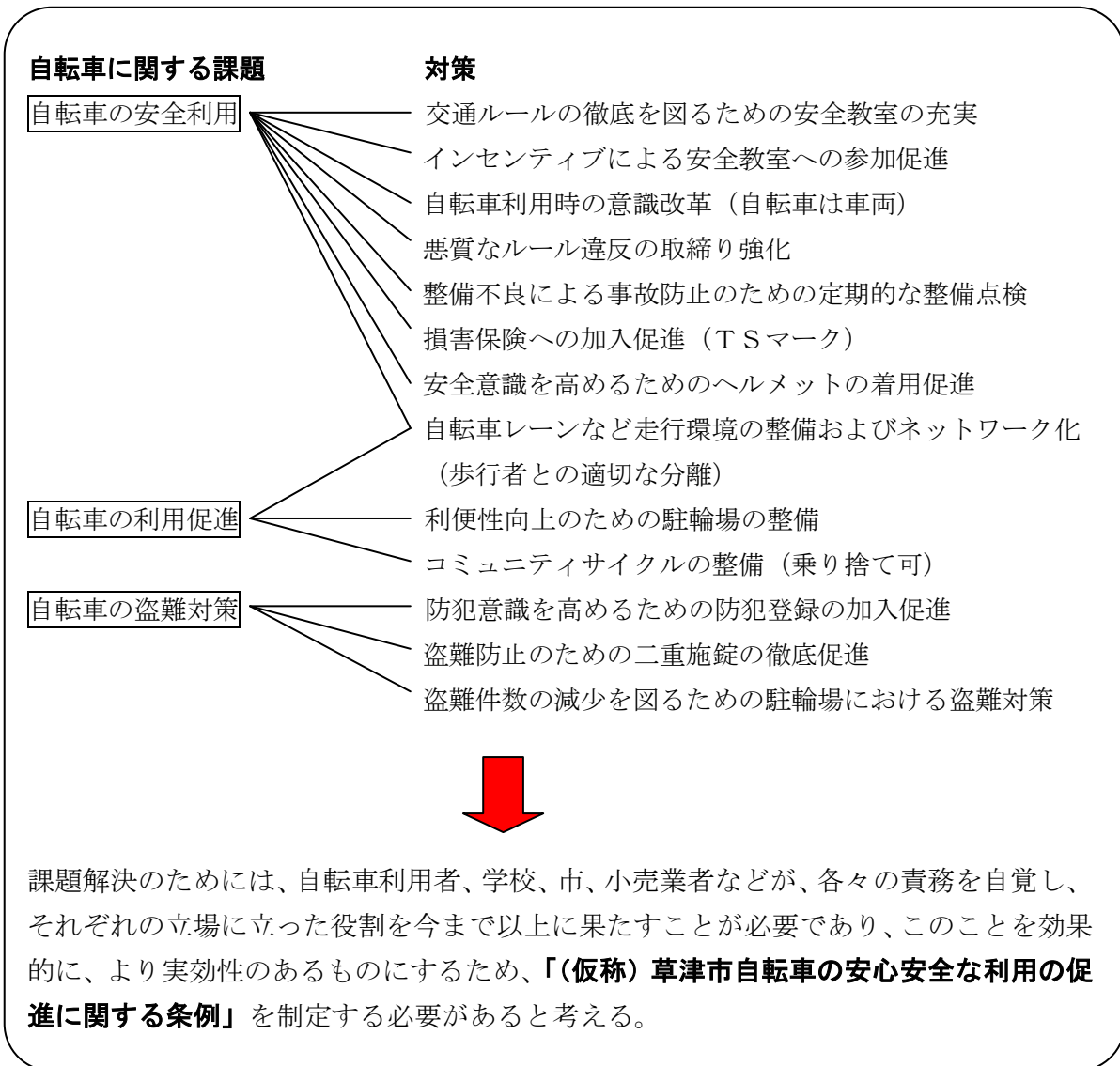
○安全対策や利用促進、防犯対策を進めるうえでのアイデア

- ・ライトを付けない人が多いので、ハンドルのところにも付けてもらったら（メーカー側）いいと思う。
- ・ルールやマナーの講座を受けてもらうようにしたいと思う（子どもも大人も）。
- ・交通安全教室（教育）の場で共通に使える冊子の作成と配布。
- ・傘さし運転や音楽を聴きながら携帯を操作しながらの「ながら運転」を厳罰をもって対処する。
- ・自転車であってもスピードが出れば危険な車となります。これ以上は出ないという速度制限機能をつける。
- ・年1回くらいの車検。
- ・インターネット、スマホの活用。
 - ①ロードマップ、②貸自転車プールポイント、③登録番号による検索確認
- ・自転車利用と健康の関係PR。
- ・防犯登録を推進するとともに、駅に近い大型量販店等に対する施錠を啓発する活動が必要。
- ・定期的な点検整備の推進。
- ・自動車免許保持者の更新時に自転車のルールも説明するなど。
- ・路線ごとの自転車利用者（小・中・高・大・一般・高齢者）に危険箇所の確認をさせ、

同所に注意喚起看板等（できれば手作り）を設置する。

- ・路線ごとの自動車利用（バス、トラック等の定時通行業者）に違反する自転車が多くのヒヤットした箇所を確認させ、規範意識向上看板等（できれば手作り）を設置する。
- ・交通量の多い駅前の道路や通学路等において、車両の一方通行を検討しながら、中央分離帯や中央線を無くし、自転車通行帯を設ける。
- ・道路沿いの店舗等施設の出口は、進出車両に対する段差舗装等を施工させる。
- ・子ども用自転車には、保険と防犯登録、ヘルメットをセットで販売する。
- ・子ども、教員、PTA等の規範意識の向上を図るため、子ども自転車運転免許証の普及を促進する。
- ・自転車の交通安全教室と受講した児童に「自転車免許」を交付する。「自転車安全運転者」のステッカー等を添付して受講者の関心度アップに繋げる。
- ・啓発、広報活動の推進。
- ・道路環境整備（安全走行空間確保、歩道は歩行者優先のルール遵守の徹底）。

第1回検討委員会における意見集約



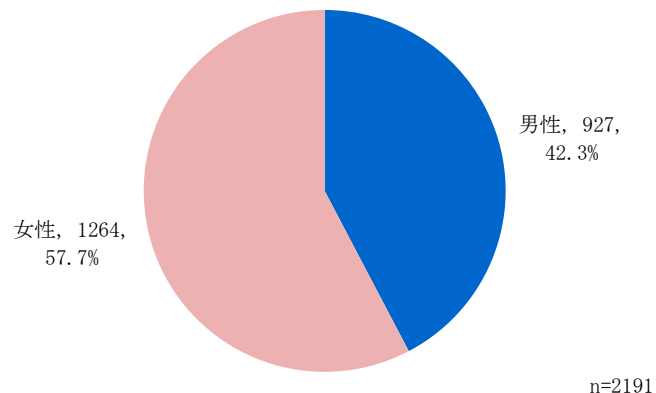
市民アンケート調査について

● 調査概要

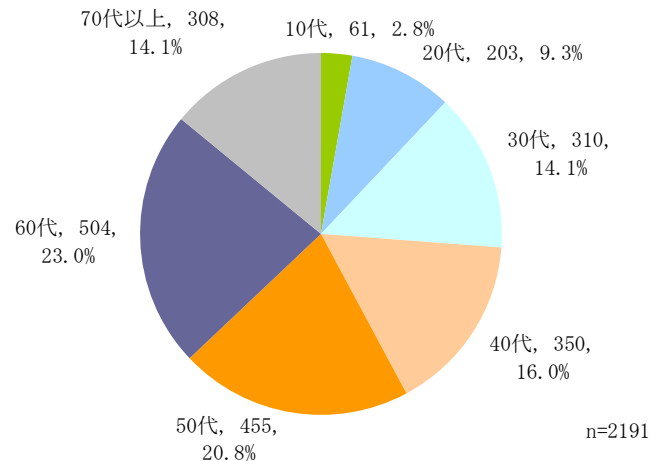
- 《調査目的》 現況の交通行動や公共交通サービスの満足度・重要度の把握を行うとともに、交通ニーズを探る
- 《調査対象》 草津市民(18歳以上)
- 《発送日》 11月5日(月)
- 《配布・回収》 郵送配布・郵送回収
- 《配布数》 5,927部(=6,000部-73部(宛先不明等で返却))
- 《回収数》 2,196部(回収率37.1%) ※ 12月28日(金)現在
- 《調査票》 A3両面・A4片面(別添参照)
- 《調査内容》
- ・ 回答者の属性
 - ・ 歩行環境
 - ・ 自転車の利用環境
 - ・ 公共交通の利用環境
 - ・ 将来交通のあり方
 - ・ 自由記述

1. 回答者の属性 (質問 1-1・1-2)

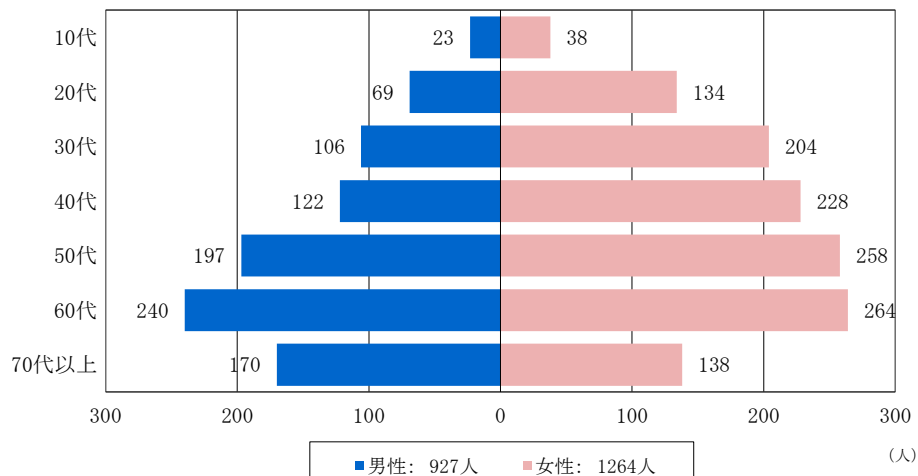
【1-1 回答者の性別】



【1-2 回答者の年齢】



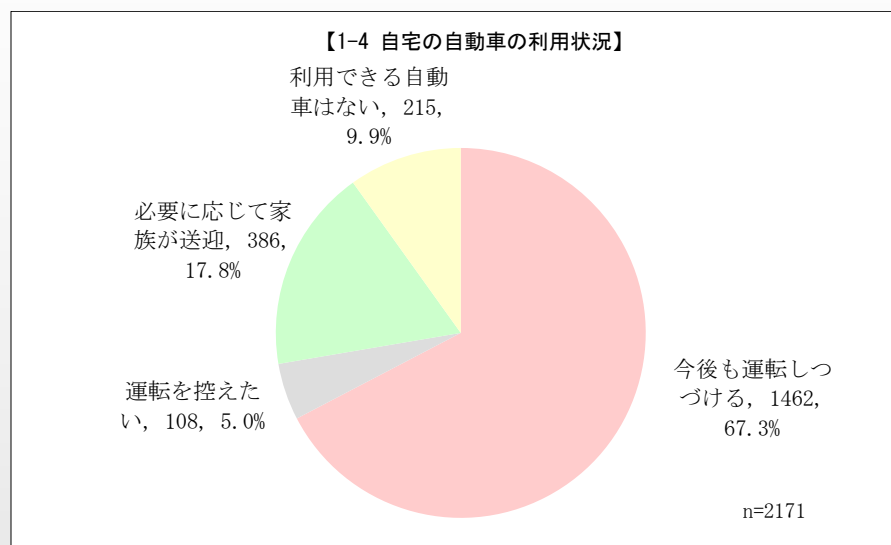
【1-1・2 回答者の性別・年齢別構成】



1. 回答者の属性 (質問 1-3・1-4)

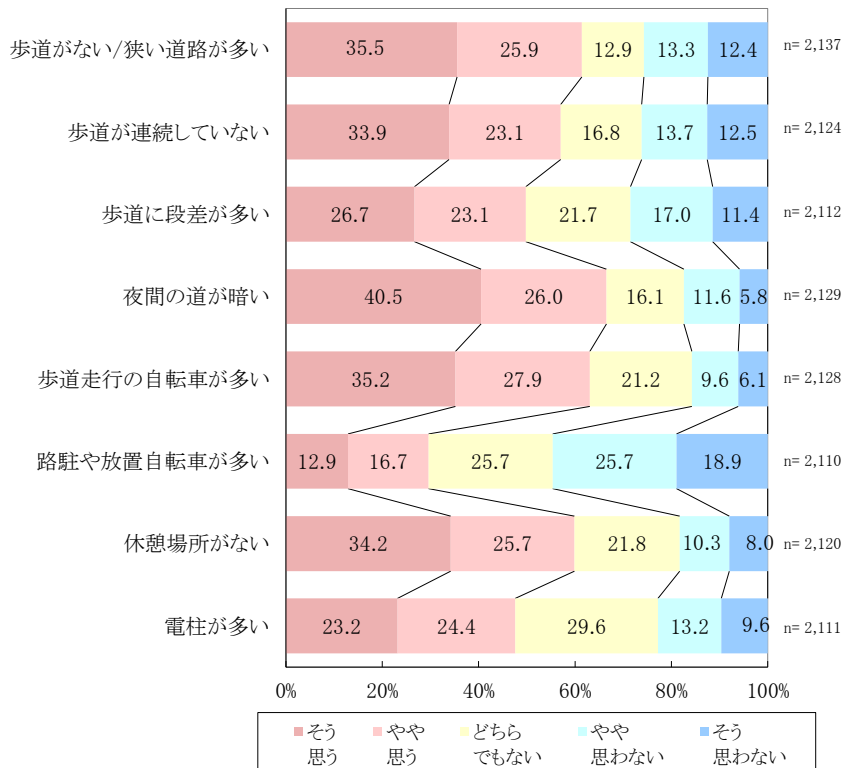
	居住地	回答者数
草津市	1. 志津地区	210 人
	2. 志津南地区	49 人
	3. 矢倉学区	176 人
	4. 草津学区	231 人
	5. 大路区	145 人
	6. 渋川学区	135 人
	7. 老上学区	291 人
	8. 玉川学区	185 人
	9. 南笠東学区	90 人
	10. 山田学区	132 人
	11. 笠縫学区	199 人
	12. 笠縫東学区	158 人
	13. 常盤学区	100 人
	14. わからない	88 人
	不明	7 人
		2,196 人

(空白)

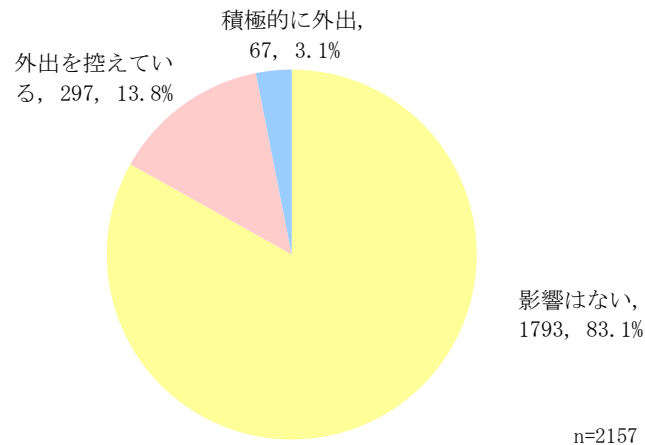


2. 自宅周辺の歩行環境 (質問 2-1~2-3)

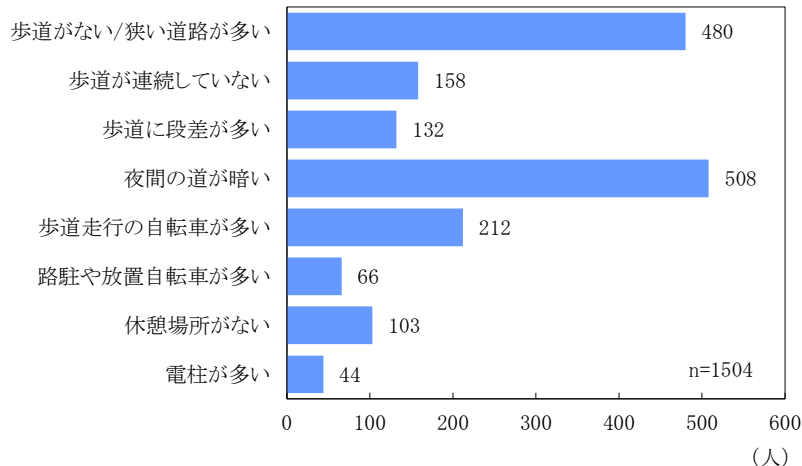
【2-1 自宅周辺の道路を歩くときの印象】



【2-2 自宅周辺の歩行環境の外出頻度への影響】

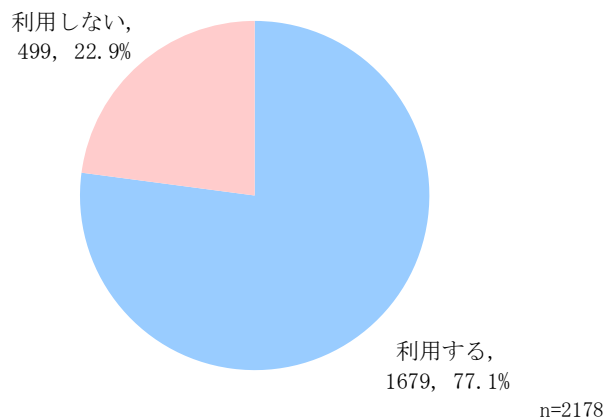


【2-3 外出頻度に影響を与えている項目】

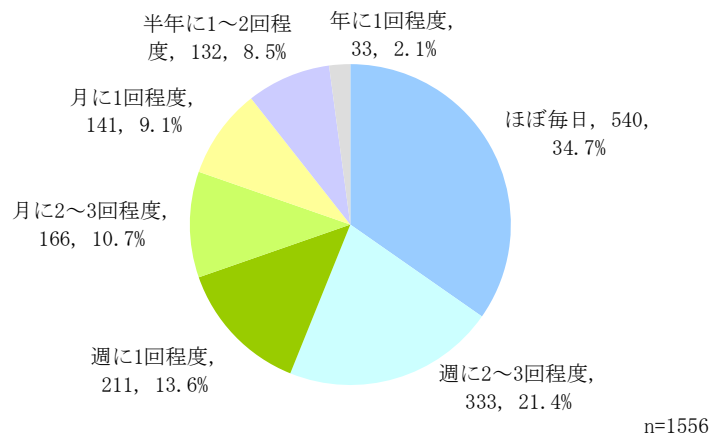


3. 自転車の利用 (質問 3-1)

【3-1 自転車利用の有無】

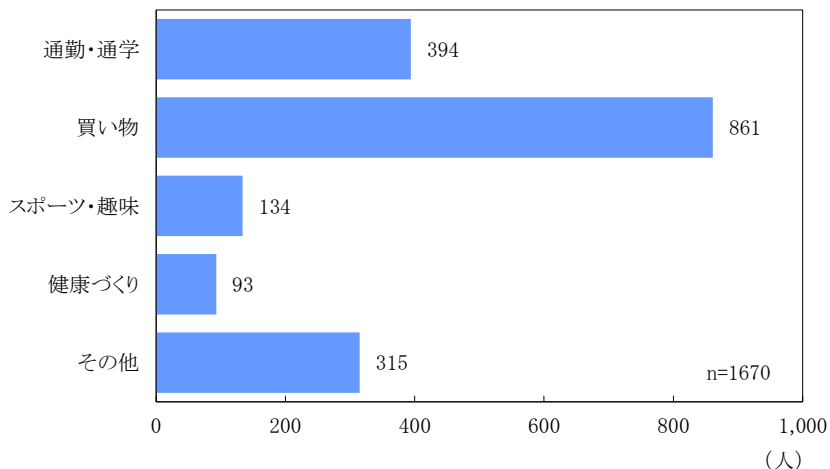


【3-1 自転車の利用頻度】

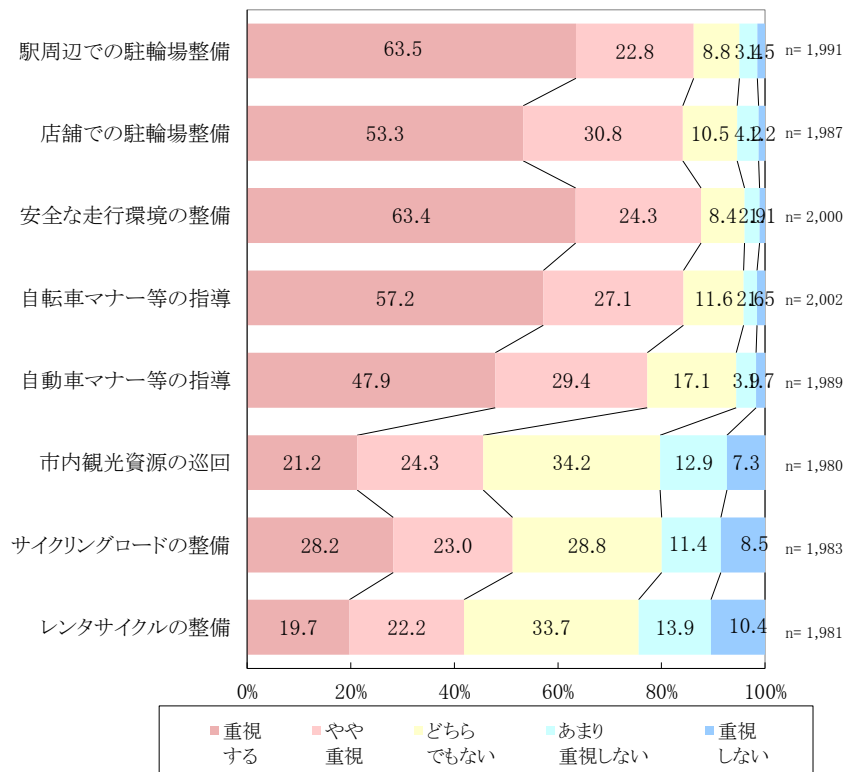


3. 自転車の利用 (質問 3-2・3-4)

【3-2 自転車の利用目的】

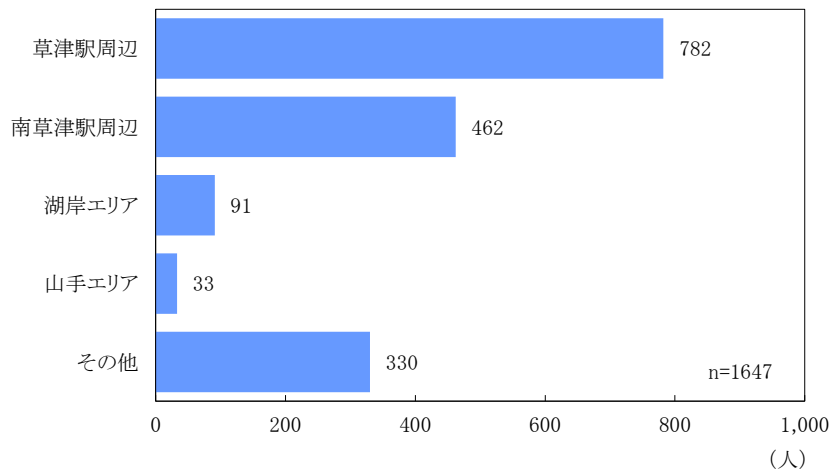


【3-4 自転車を利用しやすい環境づくりに必要なもの】

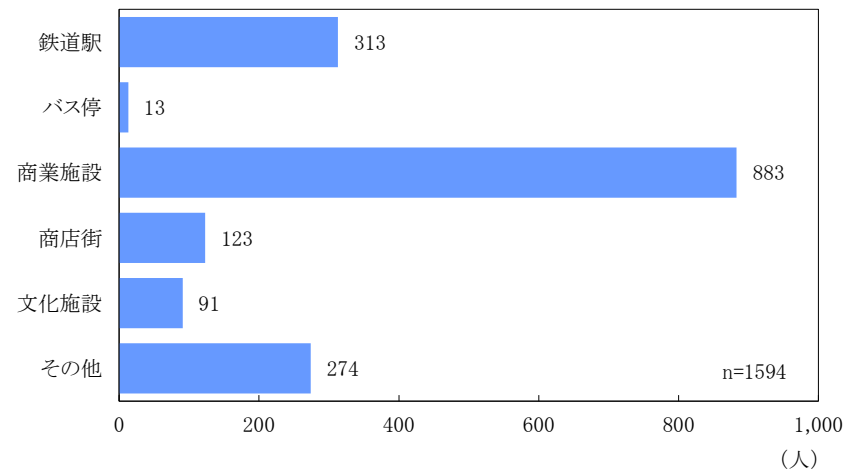


3. 自転車の利用 (質問 3-3)

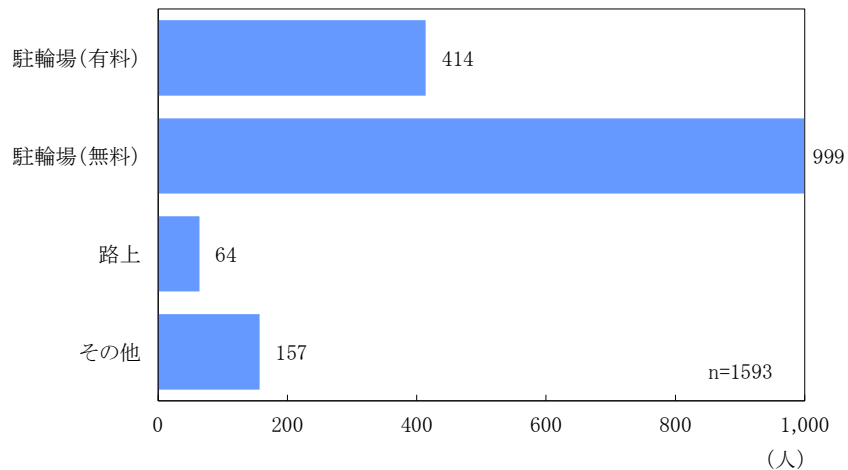
【3-3 自転車を利用する際の地域】



【3-3 自転車を利用する際の施設】

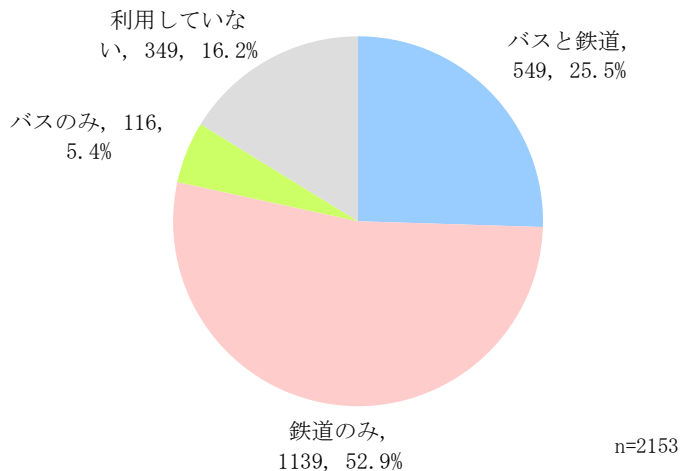


【3-3 自転車を利用する際の駐輪場】

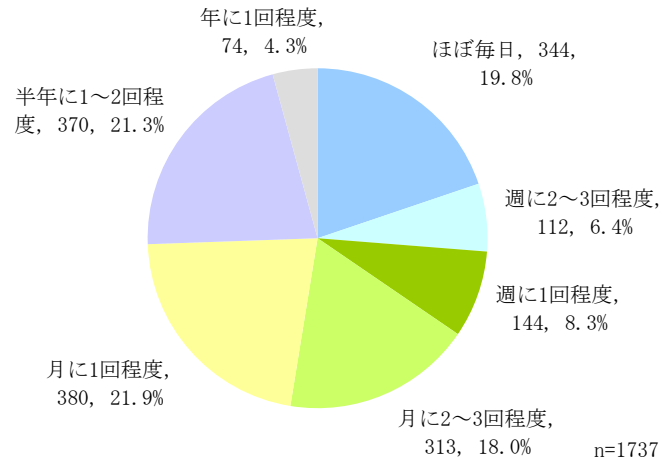


4. 公共交通の利用 (質問 4-1・4-2)

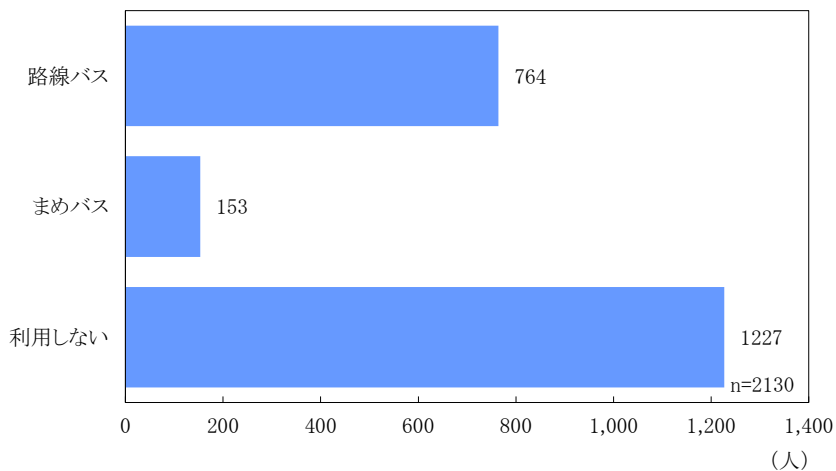
【4-1 公共交通利用の有無】



【4-1 公共交通の利用頻度】

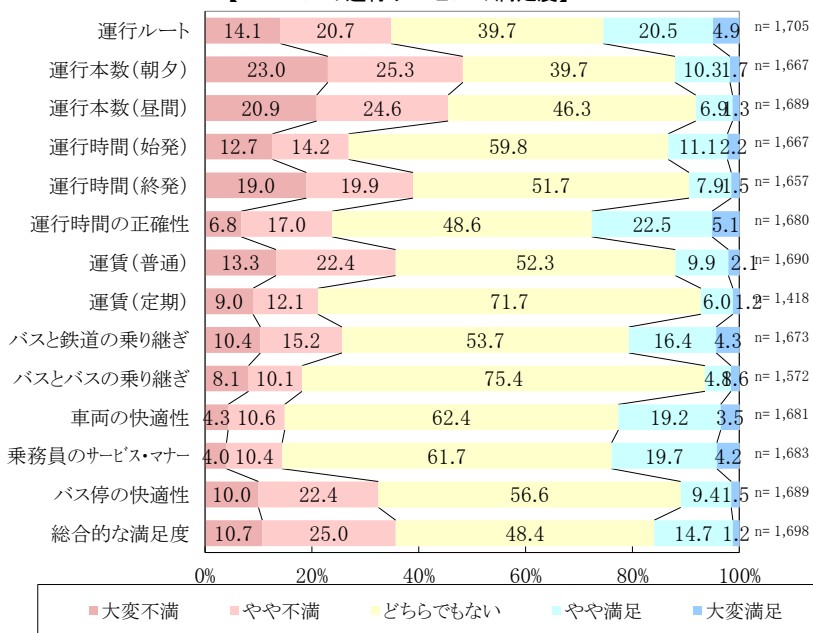


【4-2 利用するバスの種類】

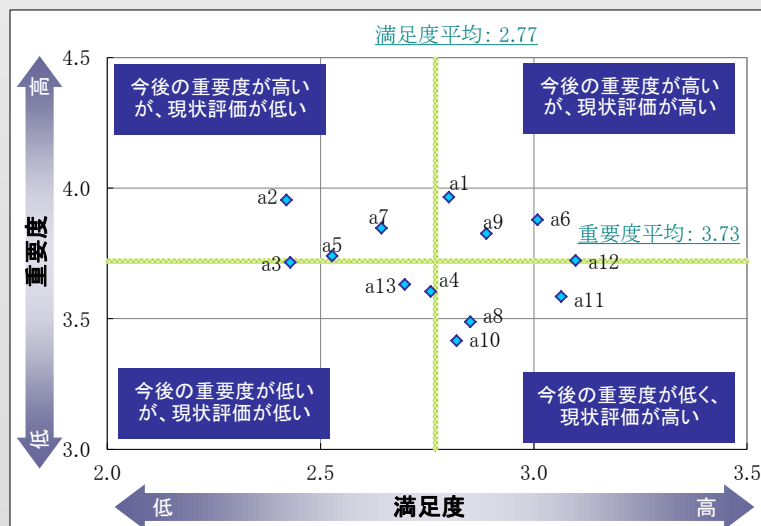
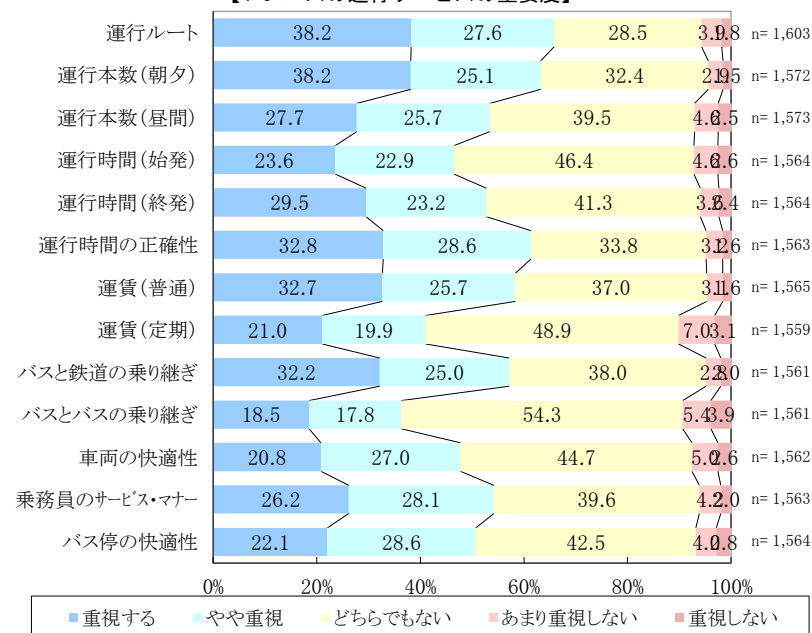


4. 公共交通の利用 (質問 4-3)

【4-3 バスの運行サービスの満足度】



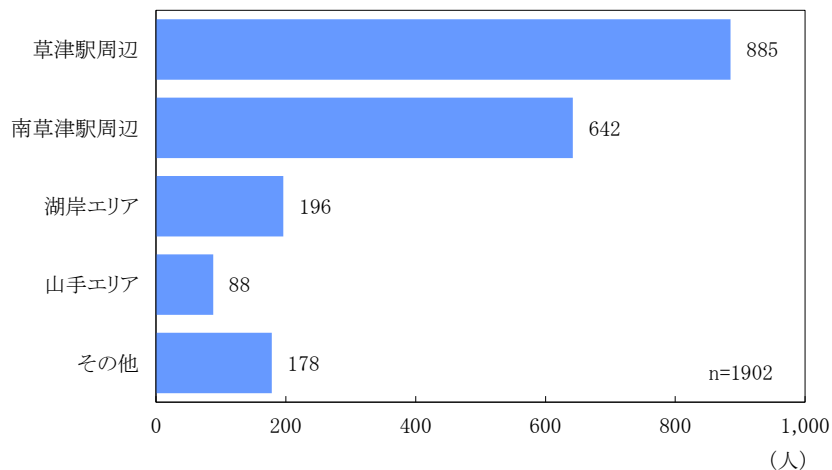
【4-3 バスの運行サービスの重要度】



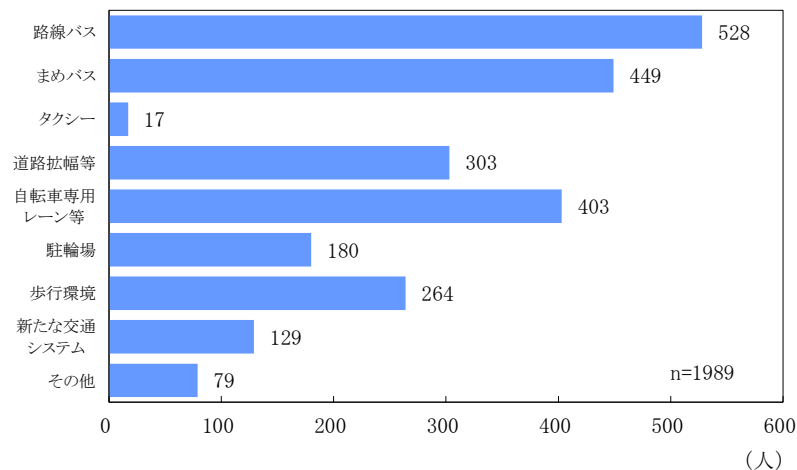
- a1 運行ルート
- a2 運行本数(朝夕)
- a3 運行本数(昼間)
- a4 運行時間(始発)
- a5 運行時間(終発)
- a6 運行時間の正確性
- a7 運賃(普通)
- a8 運賃(定期)
- a9 バスと鉄道の乗り継ぎ
- a10 バスとバスの乗り継ぎ
- a11 車両の快適性
- a12 乗務員のサービス・マナー
- a13 バス停の快適性

5. 将来交通のあり方(質問 5-1~5-3)

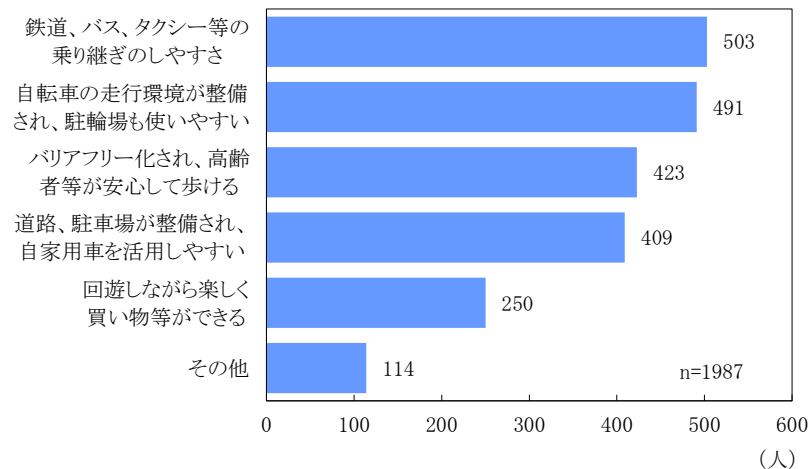
【5-1 移動を充実させる地域】



【5-2 整備すべき交通環境】

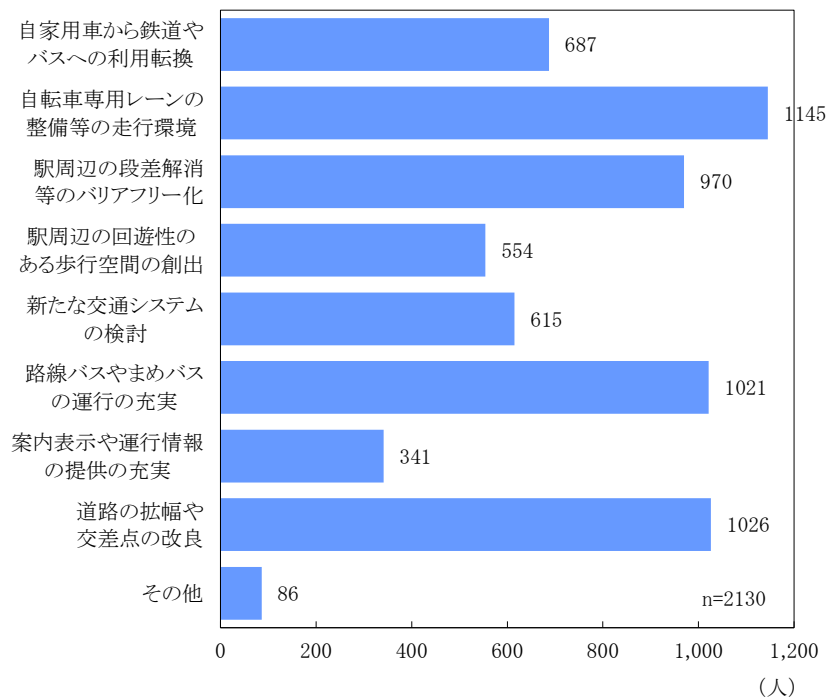


【5-3 将来の交通環境】

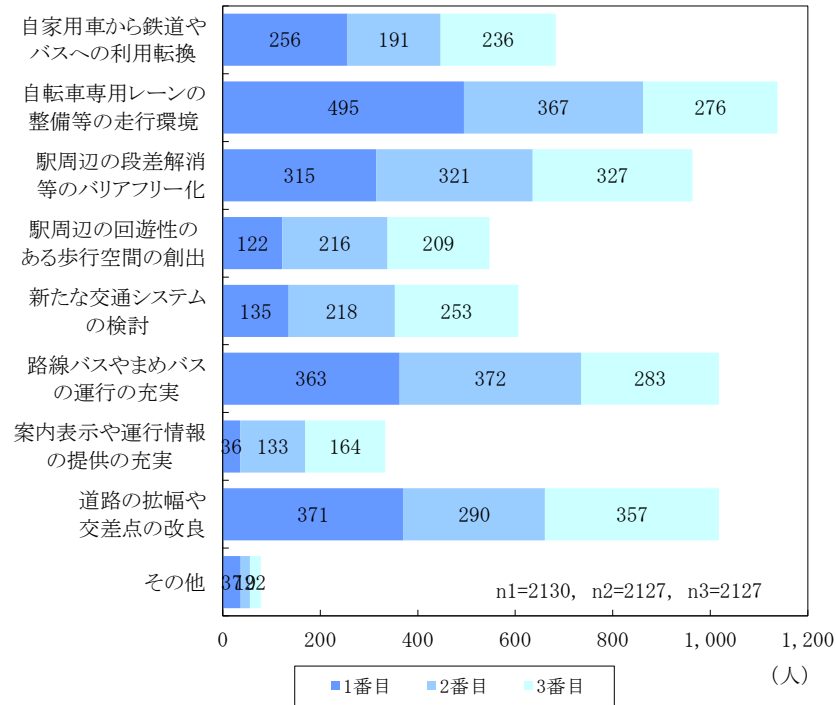


5. 将来交通のあり方(質問 5-4)

【5-4 今後10年先の交通環境整備の方向性】



【5-4 今後10年先の交通環境整備の方向性】



(仮称) 草津市自転車の安心安全な利用の促進に関する条例の検討項目について

検討項目	検討委員会での意見や考え方	案
条例の名称		草津市自転車の安心安全な利用の促進に関する条例

検討項目	検討委員会での意見や考え方	検討委員会での意見や考え方、他市条例を参考にした条例案
基本的な事項 目的		<p><u>この条例は何を目的にしているのかを分かりやすく表現する</u></p> <p>この条例は、自転車の安全な利用及び利用の促進並びに盗難の対策に関し、市、自転車利用者、関係団体等の責務と役割を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車の安心安全な利用に関する施策を総合的に推進し、もって市民の安全で快適な生活を確保することを目的とする。</p>
定義		<p><u>この条例で使われる用語の意味を分かりやすく明らかにする</u></p> <p>自転車：道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 関係団体：交通安全協会、交通安全会その他の交通安全に関する活動を行う団体をいう。 自転車小売業者：自転車（中古の自転車を含む。）の小売を業とする者をいう。 市民等：市内に在住、通勤もしくは通学する者、市内で事業を営む者をいう。 学校：学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学をいう。</p>

検討項目		検討委員会での意見や考え方	検討委員会での意見や考え方、他市条例を参考にした条例案
基本的な事項	関係者の責務と役割	自転車利用者の責務	<p>目的を達成するため、それぞれの責務等を明確にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法やその他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならない。 ・利用する自転車の定期的な整備点検やその自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入に努めなければならない。 ・自転車利用者は、自転車を確実に施錠するなど自転車の盗難防止に努めなければならない。 ・自転車利用者は、市、警察署または関係団体が実施する自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。
		市民等の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の定期的な整備点検や自転車保険等への加入、防犯登録など安全な利用に関する理解を深め、職場や地域等において、その啓発に取り組むよう努めなければならない。 ・市が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。 ・地球環境面および健康増進の観点から、自転車の積極的な利用に努めなければならない。
		自転車小売業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車の安全な利用についての啓発に努めなければならない。 ・自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車の定期的な整備点検についての啓発に努めなければならない。 ・自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、交通事故により生じた損害を賠償するための保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければならない。 ・自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、その自転車の防犯登録の勧奨に努めなければならない。 ・市、警察署または関係団体が実施する自転車の安全利用に関する事業に協力するよう努めなければならない。
		関係団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。 ・市、警察署または関係団体が実施する自転車の安全利用に関する事業に協力するよう努めなければならない。
		学校の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全な利用の方法について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。 ・自転車の定期的な整備点検や自転車保険等への加入、防犯登録について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。 ・市、警察署または関係団体が実施する自転車の安全利用に関する事業に協力するよう努めなければならない。
		市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例の目的を達成するため、関係機関等と連携し、自転車に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

検討項目	検討委員会での意見や考え方	検討委員会での意見や考え方、他市条例を参考にした条例案	対策の例（案）
施策の基本となる事項	自転車の安全利用に関する教室等の開催や広報啓発活動	<p>目的を達成するための基本となる事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、自転車の安全利用について市民の理解が深まるよう、自転車の安全利用に関する教室等の開催や広報その他の啓発活動を行うものとする。 市は、教室等の開催や広報啓発活動を行うに当たり、警察署や関係団体、自転車小売業者等に対して、その協力を求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車安全利用教室の充実 えふえむ草津などを活用した啓発 共通の自転車安全利用冊子の作成
	修了証等の交付等	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自転車の安全利用に関する教室等に参加した者に対し、修了証等を交付するものとする。 市は、前項の規定により修了証等の交付を受けた者に対して必要な支援を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者に対する修了証の交付 駐輪料金の減額 安全用具などの購入助成
	自転車ヘルメットの普及	<ul style="list-style-type: none"> 市は、児童または幼児の乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメット購入助成 保護者を対象とした安全教室
	自転車の安全利用に係る環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市は、国、滋賀県、警察署、市民等と連携し、自転車の安全利用に係る走行環境の向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車レーンの設置とそのネットワーク化
	自転車の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 市は、地球環境面および健康増進の観点から、自転車の積極的な利用の促進を図るため、自転車駐輪場の整備など、必要な措置を講じるものとする。 市は、自転車の利用促進を図る各種施策の実施に当たり、滋賀県や関係団体等にその協力を求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> バス停に併設した駐輪場の整備 コミュニティサイクル（乗り捨て可）の設置 サイクルマップや駐輪場マップの作成
	自転車の盗難の対策	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自転車の盗難件数の減少を図るため、駐輪場等に防犯カメラの設置や確実な施錠等の広報啓発活動など、必要な措置を講じるものとする。 市は、自転車の盗難対策を図る各種施策の実施に当たり、警察署や関係団体、自転車小売業者等とその協力を求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの充実 施錠を促す音声スピーカーの設置 盗難多発地点の公表
	財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自転車の安全な利用の促進および利用環境の向上並びに利用の促進や防犯の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。 	

※対策の例として挙げている項目は、市としての施策を示しているのではなく、活発な議論に資するべく作成したものです。

「自転車」によるまちづくりについて考える講演会のお知らせ

自転車による安心・安全で 快適なまちづくりin草津

日時 平成 25 年 2 月 26 日 (火) 開演 15:00~

場所 草津市役所 8 階大会議室

定員 先着 100 名まで

申込 裏面に記入の上、草津市交通政策課に FAX を
いただくか、メールまたはお電話ください。

参加無料



講習会の内容

“交通ルール・マナーの遵守”，“利用促進”，“盗難防止”をキーワードに、「自転車によるまちづくり」について考える講演会です。地域の皆様、この機会にぜひお越し下さい。

タイムスケジュール

- 15:00~15:05 開会のあいさつ
- 15:05~16:20 講演
- 16:20~16:30 休憩
- 16:30~16:55 質疑応答
- 16:55~17:00 閉会のあいさつ

講師

小林 成基

NPO 自転車活用
推進研究会



プロフィール

1949年2月24日生まれ。奈良県出身。大臣秘書官など国会で20年間立法活動、退職後、自転車活用研究会(現NPO自転車活用推進研究会)を設立。自転車の有効活用と政策についての提言を行い、普及に努める。

お問い合わせ



草津市役所交通政策課

TEL 077-561-2343 (直通)

FAX 077-561-2487

Mail kotsu@city.kusatsu.lg.jp

※会場へは、自転車や公共交通機関をご利用
ください。

自転車による安心・安全で 快適なまちづくり in 草津

講演会 FAX 参加申し込み書

団体名		
参加者氏名	役職	氏名
連絡先 (TEL)	代表者名	
	TEL	
得たい情報や 質問事項など		

※申込期限：平成 25 年 2 月 22 日

 草津市役所交通政策課あてにお送り願います。

FAX 077-561-2487